



千建連発第43号  
令和4年7月1日

各構成団体の長様

千葉県建設産業団体連合会  
会長 高橋順一  
(公印省略)

### 全国建連会長表彰の推薦について（ご案内）

平素より本連合会の運営に多々御協力を賜り、感謝申し上げます。  
このたび、（一社）全国建設産業団体連合会から、被表彰候補者の推薦について、別添のとおり依頼がありました。

表彰の対象は、府県建設産業団体連合会の役員、委員等もしくは府県建設産業団体連合会を構成する団体の構成員またはその従業員並びに会員団体の職員のうち、建連の活動または建設産業の改善、発展に顕著な功績がある等、推奨に値するものとしております。

つきましては、添付しております実施要綱・実施要領をご確認いただき、貴団体傘下会員において推薦したい方がいらっしゃいましたら、各様式にご記入の上、7月20日（水）までに連合会事務局へメールにてご報告いただきますよう、お願い申し上げます。

【提出先メールアドレス】 yoshikawa@chikenkyo.or.jp

建産連発第 18 号

令和 4 年 6 月 30 日

各府県建産連

専務理事・事務局長 様

(一社)全国建設産業団体連合会

専務理事 篠原 敬



表彰候補者の推薦について（依頼）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本連合会の業務運営に関しましては、種々ご高配賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「表彰規程」に基づく表彰候補者について、ご多忙のところ恐縮に存じますが、7月 29 日(金)までに別紙表彰候補者推薦書によりご推薦下さいますようお願い申し上げます。

## 表 彰 規 程

### (対象及び目的)

第1条 この規程は、(一社)全国建設産業団体連合会（以下「全国建産連」という。）及び府県建設産業団体連合会（以下「府県建産連」という。）の役員、委員等若しくは府県建産連を構成する団体（以下「会員団体」という。）の構成員又はその従業員並びに会員団体の職員を対象とし、建産連の活動又は建設産業の改善、発展に顕著な功績がある等、推奨に値するものを表彰し、全国建産連活動の増進を図ることを目的とする。

### (表彰の事由等)

第2条 表彰の事由等は次表のとおりとする。

表 彰 状	基 準	選考要領
	特別な功績のある者で全国建産連の発議又は会員団体を経由し府県建産連会長より推薦のあった者	1. 建産連発展のため特に協力しその功績顕著な者  業界、学会、官界、金融界等の分野にあって建設産業界発展のため特に協力した者であること  2. 高令にしてなお、建設産業界発展のため尽力した功労顕著な者  多年中央又は地方業界発展のため尽力した功労者で、満75才以上の者であること  3. 建設産業界発展のため毎年建設業団体及び建産連関連団体の役員又は委員等としてその職に尽力し功績顕著な者  満50才以上で役員等の継続年数20年以上(断続は妨げない)の者で現在その職にある者又はその職にあった者若しくはこれに準ずる者であること
会員団体の構成員(会社又は個人の営業所等)で工事の施工確実な建設業及び建設関連業者であって会員団体長を経由して府県建産連会長より推薦のあった者	1. 経営の合理化、労働時間の短縮、工事費の適正化などを図り、その成果顕著な者  2. 技術の向上、工法の開発、作業の機械化等、工程管理等に対する功績顕著な者  3. 従業員の労務及び福利厚生の改善に務め以て労働意欲増進をもたらしたこと顕著な者  4. 会員の親愛と協力を図り、業界の道義昂揚に顕著な功績のあった者	満50才以上で建設業及び建設関連業に20年以上の経験(継続は妨げない)を有し、在職している者であること

	基 準	選考要領
表 彰 状	<p>会員団体構成員の従業員で勤務成績優良かつ品行方正な従業員であつて会員団体長を経由して府県建産連会長より推薦のあった者</p> <p>1. 勤労精神を發揮し克く業務に精励し成績特に優良な者 2. 業務上顕著な功績があつた者</p>	満50才以上で建設業及び建設関連業に勤続20年以上の者であること。上記に該当しない者で特別の事由により表彰を相当とする者であること
	永年建設業団体及び建設関連団体職員としてその職に精励し、功績顕著な者で会員団体の長を経由して府県建産連会長より推薦のあった者	勤続年数10年以上（断続は妨げない）の者で、現在その職にある者又は最近までその職にあった者であること

#### (表彰の推薦)

第3条 表彰に値すると認められた者があるときは、各府県建産連会長は、別紙様式に基づき全国建産連会長あて2名以内を推薦する者とする。

#### (表彰の方法及び時期等)

第4条 表彰は全国建産連会長が表彰状を授与して行う。

2 表彰は毎年全国会長会議において行う。

3 前条の規定にかかわらず、特別の必要があるときは、隨時表彰を行うことができる。

#### (表彰審査)

第5条 表彰の選考は総務企画委員会で審議し、会長に報告の上選考するものとする。

#### (死亡した者の表彰)

第6条 第2条に該当する者が表彰の日以前に死亡した時は、生前の日にさかのぼって表彰することができる。

2 死亡した者に対する表彰を行う場合においては、表彰状は、その者の遺族に交付するものとする。

#### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この表彰の運用に関して必要がある場合は、総務企画委員会の議を経て会長が定めるものとする。

#### 附則

この規程は平成4年4月1日から施行する。

この規程は平成5年4月1日から施行する。

別 紙

表 彰 候 極 者 推 薦 書

ふりがな	
被表彰者氏名	
生年月日（満才）	
本籍	
現住所	
経歴及び功績の概要	
その他	
参考となる事項	

令和 年 月 日

一般社団法人全国建設産業団体連合会

会長 岡野 益巳 様

印

※会員団体長の推薦書添付

## 別紙

表彰候補者推薦書

ふりがな	
被表彰者氏名	
生年月日（満才）	
本籍	
現住所	
経歴及び功績の概要	
その他	
参考となる事項	

令和 年 月 日

一般社団法人全国建設産業団体連合会  
会長 岡野 益巳 様

印

※会員団体長の推薦書添付